

**「箕面市手話言語条例」及び「箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例」の
パブリックコメント実施結果**

条例名	番号	項目	いただいたご意見
（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案）	1	第14条	14条の最後の表現を12条4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」という表現に変えてください。趣旨説明) 障害のある方が地域で安心して生活出来る社会を実現し、コミュニケーションが円滑にとれるよう環境設備を推進するため箕面市が責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示す必要があると思うから。
	2	第14条	14条の最後の表現を12条4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」という表現に変えてください。趣旨説明) 障害のある方が地域で安心して生活出来る社会を実現し、コミュニケーションが円滑にとれるよう環境設備を推進するため箕面市が責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示す必要があると思うから。
	3	第14条	14条の最後の文末を12条第4項と同様に 「必要な措置を講ずるものとする」
	4	第14条	14条の最後の表現を12条4項と同様に「必要な措置を講ずるものとする」という表現に変えてください。趣旨説明) 障害のある方が地域で安心して生活出来る社会を実現し、コミュニケーションが円滑にとれるよう環境設備を推進するため箕面市が責任をもって最大限の支援を行う姿勢を示す必要があると思うから。
	5	第14条	14条最後に追加 必要な措置を講じる
	6	代読 代筆	視覚障害者としては、いままで音訳、点訳をしていただいていたのですが、この条例案では居宅の代読代筆が、入るようです。 ホームヘルパーさんがされていたこともありますが、あくまで主たる家事援助に差しさわりの無い限りとなっています。家事援助とは、別にひと月あたり5～10時間を代読、代筆専用に使おうことができるようになったら、私たちの生活は、大きく豊かなものになるのではないのでしょうか。 すでにこの「代読、代筆」制度をされているところが増えてきています。 ホームヘルパーさんを利用していなくてもかまいません。 ポストの中に入っているあなたや家族宛ての完工物などあるいは、ダイレクトメール、学校からもってかえてきたプリント、専用アプリあるいは、地域で生活を送るのに必要な必需品の購入などなど対象となるものは、大変おおいものです。 ご多忙の折とは、ぞんじますが、「代読、代筆」制度が箕面でも利用できるようにご協力いただけましたら、幸甚です。

条例名	番号	項目	いただいたご意見
(仮称)箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)	7	代読代筆	<p>私は視覚障害者で現在一人暮らしです。</p> <p>1. 代読代筆支援のお願い</p> <p>日常生活でポストに入っている郵便物、チラシなどをはじめ回覧板などを代読代筆していただくことは必要不可欠です。</p> <p>同行援護の際の代読代筆とは別に代読代筆の支援をしていただくことを希望します。</p> <p>特に公的機関からのお知らせなのでは切望します。</p> <p>2. 箕面市からの郵便物に触れてそれとわかる印をしていただけたらとても助かります。</p>
	8	代読代筆	<p>私は視覚障害者です。</p> <p>視覚障害者にとって代読・代筆は日常生活において絶対不可欠なものです。</p> <p>毎日ポストに入る郵便物やチラシ、又は日常生活の中で、いろいろな申し込み書、申請書などの書類、又は電気製品などの取り扱い説明書、通院関係は検査結果等々は自らの情報手段として代読代筆は欠かせません。要望します。</p> <p>この素案の中でもっと具体的に提示して欲しいです。どうかくれぐれもよろしく願いいたします。</p>
	9	代読代筆	<p>私は視覚障害者です。</p> <p>代読代筆は絶対に日常生活に欠かせないことです。</p> <p>特に郵便物とか保険関係等書類は頭の中に入れとかないといけないし大事な物です。</p> <p>是非代読代筆の時間を下さい。よろしくお願い致します。</p>
	10	代読代筆	<p>視覚障害者には「代筆、代読」の時間を別枠でとれるよう希望します。</p> <p>介護保険の居宅(家事援助)の時間内では到底時間が足りません。</p> <p>晴眼者に比べ、視覚障害者は無意識の取捨選択ができないので、非常に時間を要します。</p> <p>☆今回のようなパブリックコメントをされる時は広報誌での告知をいただきたいと思います。</p>
	11	代読代筆	<p>視覚障がい者です。日常生活において、代筆、代読は困難で時間を別枠で取れる用希望お願い致します。</p> <p>生活を円滑に過ごす為に必要秘訣な事だと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>

条例名	番号	項目	いただいたご意見
(仮称)箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(素案)	12	音訳	<p>私は墨字を読むことが困難な視覚障害等の方を支援する音訳ボランティアです。障害者情報コミュニケーション促進条例が制定されると、必要な墨字情報を適宜音訳してもらうことができ生活の質が格段に向上するため、視覚障害の方がとても期待されていると伺いました。障害のある方にとって有益かつ簡便な形で、支援者にとっても支援しやすい形で、一日も早く制定されるように願います。</p> <p>現在、私の所属する音訳団体は市の広報ほかの公共的な情報の音声版作成、録音図書作成、そして図書館の対面朗読の活動をしています。これらの活動は、情報提供の大切な核であり、今後も確実に視覚障害等の方へお届けすることが一番の使命と思っています。その上で、音訳者の人的、時間的、環境的状況が許す場合には、その他の意思疎通支援に協力できるかと思えます。</p> <p>この状況を踏まえて、日常生活上の意思疎通支援において、次の点がどのように定められるのか、注目したいと思えます。</p> <p>① 意思疎通支援者は、ボランティアか、何らかの予算措置があるかたちか、どのような立場で行うことになるのか。</p> <p>② 支援の内容や結果における責任の有無、責任の所在はどのようになるのか。</p> <p>③ 音訳団体として依頼されるのか、個人として依頼されるのか。</p> <p>④ 依頼があった時、団体あるいは個人として、人的、時間的余力がない場合や環境設定が十分でない判断した場合には、辞退することが可能なのか。</p> <p>⑤ 支援の場所は、図書館、ささゆり園など、公共施設の一室等、公の場所が望ましい。</p> <p>※ 自宅訪問の場合は、担当者は一人ではなく、複数で行う必要があると思えます。</p> <p>そのことが認められるか分かりませんし、また複数対応が続くと私の所属する団体では人数的、時間的に受けることが難しくなることもあると思えますので、悩ましいところです。</p>